

せいかつかいごじぎょう
【生活介護事業】

じゅうようじこうせつめいしょ
『重要事項説明書』

じぎょうしょめい
事業所名

そうそう
創奏

じぎょうしょしょがいち
事業所所在地

おおさかしじょうとうくしぎの ひがしさんちょうめ ばん ごう
大阪市城東区鳴野 東 三丁目 3 番 1 号

サービスの種類

せいかつかいご
生活介護

じぎょうしょばんごう
事業所番号

2 7 1 4 4 0 1 7 9 7

していせいかつかいご じゅうようじこうせつめいしょ
 「指定生活介護 重要事項説明書」

あなたに対する生活介護サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づ

いて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

めい しょう 名 称	しゃかいふくしほうじん しょう どり 社会福祉法人 そうそうの杜
しょ ざい ち 所 在 地	おおさかふおおさかしじょうとうくしぎの ひがしきんちようめ ほん ごと 大阪府大阪市城東区鳴野東三丁目2番26号
でんわばんごう 電 話 番 号	06-6965-7171
だいひょうしゃしめい 代 表 者 氏 名	りじちよう あらかわたるお 理事長 荒川輝男
せつりつねんげつ 設 立 年 月	へいせい ねん がつ にち 平成13年10月25日

2. 利用施設

じぎょうしょ しゅるい 事業所の種類	していせいかつかいごじぎょう へいせい ねん がつ にちしてい 指定生活介護事業 平成30年7月1日指定
じぎょうしょ めいしょう 事業所の名称	そうそう 創奏
じぎょうしょばんごう (事業所番号)	(2774401797)
じぎょうしょ しょざいち 事業所の所在地	おおさかふおおさかし ほん ごと 大阪府大阪市鳴野東三丁目3番1号
れん らく さき 連 絡 先	でんわばんごう 電話番号 06-6923-8929 ファックス 06-6923-8929
かん り しゃ 管 理 者	たじま なおと 田島 直人
サービス管理責任者	たじま なおと 田島 直人

サービスの実施地域	おおさかしじょうとうく つるみく ひがしなりく きたく みやこじまく あさひく 大阪市城東区・鶴見区・東成区・北区・都島区・旭区
主たる対象者	しんたいしょうがいしゃ せいしんしょうがいしゃ ちてきしょうがいしゃ なんびょうとうたいしょうしゃ 身体障害者・精神障害者・知的障害者・難病等対象者
定員	20名
開設年月日	へいせい ねん がつ にち 平成30年7月1日

3. サービスの目的・運営方針

目的	しょうがいしゃ じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな 障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよ う支援するため、事業所通所により介護サービスや訓練、創作活動、 せいさんかつどうとう おこ ところ はか とも みずか せいしんてき 生産活動等を行ない、心のリフレッシュを図ると共に自らの精神的 パワーを向上できるための支援を行ないます。
運営方針	かんけいほうれい じゅんしゅ た しゃかいしげん れんけい はか てきせい か 関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの こま せいかつかいご ていきょう 細かな生活介護サービスの提供。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

たてもの 建物	こう ぞう 構造	もくぞう かいだ 木造 2階建て	1・2階部分 かいぶぶん
	の ゆかめんせき 延べ床面積	108㎡	

(2) 主な設備

せつびめい 設備名	へやすう 部屋数	せんめんせつび 洗面設備	こ 1個
くんれん さぎょうしつ 訓練・作業室	しつ 3室	べん じょ 便所	しつ 2室
そうだんしつ 相談室	しつ 1室		

とうじぎょうしよ こうせいろうどうしやう さだ していきじゆん じゆんしゆ いじやう しせつ せつび
当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を

せつち
設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

しよく しゆ 職 種	じやう きん 常 勤		ひじやうきん 非常勤		じやうきんかんさん 常勤換算	び こう 備 考
	せんじゆう 専従	けんむ 兼務	せんじゆう 専従	けんむ 兼務		
かんりしや 管理者		1				
かんりせきんしや サービス管理責任者		1				
かんごし 看護師				1		
せいかつしえんいん 生活支援員	2		4		4. 7	

とうじぎょうしよ こうせいろうどうしやう さだ していきじゆん じゆんしゆ していしやうがいふくし
当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービス

ていきやう しよくいん じやうき しよくしゆ しよくいん はいち
を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ じやうきんかんさん
常勤換算とは・・・

しよくいん しゆう きんむ の じかんすう そうすう とうじぎょうしよ
職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における

じやうきんしよくいん しよていきんむじかんすう しゆう じかん じよ かず
常勤職員の所定勤務時間数（週 35 時間）で除した数です。

(ア) かくしよくしゆ きんむたいけい
各職種の勤務体系

しよく しゆ 職 種	きんむたいけい 勤務体系
かんりしや 管理者	せいき きんむじかんたい 正規の勤務時間帯（9：00～17：00）
サービス管理責任者 かんりせきにんしや	せいき きんむじかんたい 正規の勤務時間帯（9：00～17：00）
かんごし 看護師	せいき きんむじかんたい 正規の勤務時間帯（13：00～16：00） しゅう にち 週1日
せいかつしえんいん 生活支援員	せいき きんむじかんたい 正規の勤務時間帯（9：00～17：00）

(イ) えいぎょうび えいぎょうじかん
営業日と営業時間

えいぎょうび げつようび きんようび
営業日：月曜日～金曜日とする。ただし12月31日～1月3日のうち

かかん きゅうぎょう
3日間は休業とする。

えいぎょうじかん
営業時間：9：00～17：00まで

(サービス提供時間は10：00～16：30)

ぜんこう きてい かか ぎょうじなど た ようび へんこう ばあい
※前項の規定に関わらず、行事等により他の曜日に変更する場合があります

6. ていきょう ないよう
サービス提供の内容

(1) かいごきゅうふひたいしやう ないよう
介護給付費対象サービス内容

サービスの種類 しゆい	サービスの内容 ないよう
せいかつかいごけいかく 生活介護計画 の作成 さくせい	それぞれの方に応じた生活介護計画を作成します。
せいかつ そうだん およ 生活相談及び えんじょ 援助	りようしやおよ かぞく きぼう 利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況 どう はあく てきせつ そうだん じよげん えんじょとう おこ 等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行ないます。

<p>身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援</p>	<p>身体機能の維持・向上のために身体を動かす機会を提供します。また日常生活能力の維持・向上のために食事や家族等の日常生活の能力向上に向けた支援を行いません。(日常生活訓練・社会適応訓練等)</p>
<p>身体等の介護</p>	<p>利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行いません。</p>
<p>訪問支援</p>	<p>常時サービスを利用している利用者が心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度とし同意の上で支援を行います。</p>
<p>健康管理</p>	<p>日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行いません。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。</p>
<p>創作的活動</p>	<p>創作的活動の機会を提供します。</p> <p>1 さをり織り 2 貼り絵 3 絵画 等</p>
<p>生産活動</p>	<p>軽作業等の生産活動の機会を提供します。</p> <p>1 授産商品 2 農作業 3 洗車 4 弁当配達</p> <p>(工賃の支払い)</p> <p>上記生産活動に係る事業収入から必要経費を差し引いた額</p>

	<p>そとう きんがく こうちん せいさんかつどう じゅうじ りようしゃ に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者</p> <p>しはら に支払います。</p>
--	--

(2) かいごきゅうふひたいしょうがい ないよう
介護給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
しょくじ サービス	きぼう しょくじ ていきょう 希望により食事の提供をします。	しょく 1食 500円
そうさくてき かつどう 創作的活動・ および せいさん かつどう 及び生産活動 とう 等	そうさくてき かつどう および せいさん かつどう おこなう うえ 創作的活動及び生産活動を行う上でかかる ひよう ふたん いただく てきとう 費用で、負担して頂くことが適当であるものに かかわる ひよう 係る費用をいただきます。	じつ び 費
にちじょう せいかつじょう 日常生活上 ひつよう 必要となる しょけいひ 諸経費	りようしゃ にちじょう せいかつひん こうにゆう だいきん とう にちじょう 利用者の日常生活品の購入代金等や日常 せいかつ しよう ひよう ふたん いただく てきとう 生活に要する費用で、負担して頂くことが適当 であるものにかか ひよう る費用をいただきます。 ① にちじょうひんひ 日用品費 ② ほけんえいせいひ 保健衛生費 ③ きょうようごらくひ 教養娯楽費	じつ び 費

<サービスの概要>

すべて のサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサー

ビス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」

の写しは利用者へ交付いたします。

7. 利用料金

(1) 介護給付費対象サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 介護給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）介護給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記（1）（2）の料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月20日までにご請求しますので、翌月末までに事業所に現金にてお支払いしていただくか、自動払込利用申込書に必要事項を記入し事業所へ提出していただきますと毎月26日に、自動的に引き落とされます。

8. 利用者の記録及び情報の管理等

- (1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。
- ※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前9：00～午後5：00です。
- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行なう上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9. 虐待防止のための措置

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めます。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

<p>とうじぎょうしょ 当事業所</p> <p>ぎゃくたいぼうしせきにしや 虐待防止責任者</p>	<p>ぎゃくたいぼうしそうだんまどぐち 虐待防止相談窓口</p> <p>たじま なおと 田島 直人</p> <p>ぎゃくたいぼうしせきにしや 虐待防止責任者</p> <p>あらかわ てるお 荒川 輝男</p> <p>りようじかん ご利用時間： 9：00～17：00</p>
---	--

	でんわばんごう 電話番号 : 06-6935-3794 ファックス FAX : 06-6935-3794
--	---

10. 緊急時の対応

利用者の病状急変および事故等の緊急時には、速やかに協力医療機関

または利用者の指定する医療機関での診察を依頼します。また利用者及びその

家族が指定する者に対し緊急に連絡します。

利用者の指定する 医療機関 (指定する医療機関 がある場合に記載)	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
--	---

11. 要望・苦情等申立先相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

とうじぎょうしょ 当事業所 ごりようそうだんまどぐち ご利用相談窓口	・ 苦情解決責任者 ・ 窓口担当者 ・ ご利用時間 ・ 電話番号 ・ FAX	りじちょう あらかわ てるお 理事長 荒川 輝男 たじま なおと 田島 直人 9 : 00 ~ 17 : 00 06-6965-7171 06-6167-2622
---	--	---

	<p>・ 担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。</p>	
だいさんしゃいいん 第三者委員	リン ホーシュン 林 和雄	でんわばんごう 電話番号 06-6605-6786
	とくだ まさこ 徳田 昌子	でんわばんごう 電話番号 06-4306-5745
じょうとうくやくしよ 城東区役所	<p>・ 所在地：大阪市城東区中央3-4-29</p>	
ほけんふくしせんたー 保健福祉センター	<p>・ 電話番号：06-6930-9857</p>	
※ かくく す 各区お住まいの	<p>・ F A X : 06-6932-1295</p>	
くやくしよ 区役所		
うんえいてきせいはいんかい 運営適正化委員会	<p>・ 所在地：大阪市中央区谷町7-4-15</p>	
	<p>・ 電話番号：06-6191-3130</p>	
	<p>・ F A X : 06-6191-5660</p>	
	<p>・ メール : teikisei@osakafushakyo.or.jp</p>	

12. きょうりょくいりょうきかん 協力医療機関

いりょうきかん めいしやう 医療機関の名称	まさきのうしんけいげ か 正木脳神経外科		
い いん ちやう めい 医 院 長 名	まさき しん 正木 伸		
しよ ざい ち 所 在 地	おおさかしじやうとうくがもう2ちやうめ9-7 大阪市城東区蒲生2丁目9-7		
でん はなし ばん ごう 電 話 番 号	06-6930-1003		
しん りやう か 診 療 科	しんけいげ か 神経外科	にゆう いん せつ び 入 院 設 備	なし

13. 非常災害時の対策

<p>非常時の対応</p>	<p>別途に定める、危機管理マニュアルにより対応します。</p>
<p>防災設備</p>	<p>・ 消火器</p> <p>・ 震災に備えての備蓄</p> <p>(拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等)</p>
<p>保険加入</p>	<p>事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。</p> <p>加入保険会社名：株式会社 損害保険ジャパン</p> <p>加入保険内容：賠償責任付保険</p>

14. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

<p>設備・器具の利用</p>	<p>事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。</p>
<p>喫煙</p>	<p>全館禁煙です。施設外周なら構いません。</p>
<p>貴重品の管理</p>	<p>貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。</p> <p>自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いいたします。</p>
<p>宗教活動・政治活動、 営利活動</p>	<p>利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。</p>

15. ^{りようかいしねんがっぴ}利用開始年月日

^{れいわ} 令和	^{ねん} 年	^{がつ} 月	^か 日 ()	^{りようかいし} より利用を開始いただけます。
-------------------	-----------------	-----------------	--------------------	----------------------------------

令和元年 12 月 1 日 改訂

令和 2 年 4 月 1 日 改訂

令和 2 年 9 月 1 日 改訂

令和 4 年 4 月 1 日 改訂

れいわ ねん つき ひ
令和 年 月 日

していしょうがいしゃふくし せいかつかいご そうそう ていきょうおよ りよう かいし さい
指定障害者福祉サービス生活介護 創奏 の提供及び利用の開始に際し、

ほんしょめん もと じゅうようじこう せつめい おこ
本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

じぎょうしょめい そうそう
事業所名：創奏

せつめいしゃしよくめい かんりせきにんしゃ
説明者職名：サービス管理責任者

しめい たじま なおと いん
氏名 田島 直人 印

-

わたし ほんしょめん もと じぎょうしゃ していしょうがいふくし せいかつかいご そうそう
私は、本書面に基ついて事業者から指定障害福祉サービス生活介護 創奏

ていきょう りよう じゅうようじこう せつめい う
の提供及び利用について重要事項の説明を受けました。

〒

りようしゃじゅうしょ
利用者住所： _____

し めい いん
氏 名： _____ 印

しよめいだいにんしめい いん
署名代理人氏名： _____ 印

だいひつしゃしめい ぞくがら
代筆者氏名： _____ 続柄 _____